

天草島における家族制度

舟橋, 諄一
九州大学九州文化史研究所

青山, 道夫
九州大学九州文化史研究所

中川, 高男
九州大学九州文化史研究所

<https://doi.org/10.15017/7177900>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 3/4, pp.48-64, 1954-03. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



天草島における家族制度

目次

- まえおき
- 一 概観—自然的環境・村落構成など
- 二 村の構造—およびその生活
 - 1 あらまし
 - (1) 「洲内」と「区分け」
 - (2) 「二十人組」
 - (3) 村内における言語関係
 - 2 「有資家」および名子
 - 3 農業 家族
 - 4 漁業 家族
 - 5 金カ丘引揚者集団
 - 6 后明瀬部落
- 三 婚姻および家族制度
 - 1 婚姻
 - (1) 当事者の範囲
 - (2) 相手方の決定
 - (3) その他
 - 2 家長権および主婦権

まえおき

本稿は、文部省科学研究費による「天草島の社会構造の研究」の一環としてなされた調査の報告である。この調査で、われわれの研究の主眼となつたのは、社会的生産の具体的基盤としての天草島の家族制度の実態である。この点において、天草島のもつ社会的・経済的諸特質において最も典型的な村だともわれる佐伊津村と、それに対比するものとして、天草島においても比較的後進的だともわれる富津村崎津を扱った。

最初この調査に当ってわれわれが特に探究しようとしてきたのはつぎの諸点である。すなわち佐伊津村については、家族および部落相互間の有機的な社会的諸関係——血縁的・地縁的・経済的等——の実態である。それに農業部落においては、いわゆる「有資家」とその分家・小作人・名子・手代等の、漁業部落においては、親方（網元）とふな子（網子）との人的結合ないし同族結合——これらはまた他面において村の階層と家格を示す——の実態、更に一種の講組的結合ともいえる「洲内」と「二十人組」等の組織・機能である。つぎに家族制度全般から農家人口問題とくに家族構成の変化とその社会的移動——出家・職業離村・結婚離村等の諸問題。婚

舟橋 淳 一
青山 道 夫
中川 高 男

姻においては通婚範囲なかんずくその地域的・階層的・親族的・職業的限界を、家族においては主として主婦権・二三男を、家と家との社会的諸関係においては、特に労力交換・労働給付およびその他の家族間の諸慣行である。

崎津は、古くからキリシタンと「新銀取り」で知られた地である。ここでは調査の主眼を婚姻と二三男の問題においた。とくに前者については宗教的内婚、後者についてはそれを漁業生産労働との関連において問題を探究した。「新銀とり」については後述六一頁参照。

しかし現実には調査を行い、具体的問題に触れていくと、多くの点において調査自体が所期の目的とは著しく異なったものになってしまったし、また本稿は、主として佐伊津村に関する報告に限定した、ことをおこたわりする。

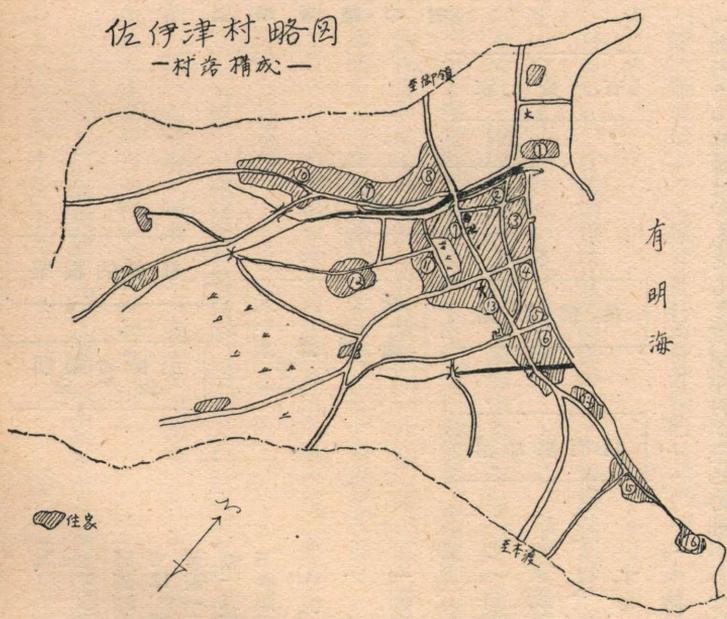
一 概観—自然的環境・村落構成など

佐伊津村は、天草群島の最大の島である下島の東北、有明海に面し、低山と丘陵を背景にした一小村である。

天草の首邑である本渡町（人口約一七、〇〇〇人）の船着場（大矢崎）から本渡町の中心部へは、古色豊かな馬車がバスと並んで客を運ぶ。本渡の町からバスで約十分、なだらかな丘陵を越えると、麦畑の平地を有明海に向って囲む低山には山林らしい山林なく、沿岸には漁家が続く。北に雲仙岳を、東に九州本土を望見し、それより稍々北寄りへ遠く有明海の彼方に、キリシタン宗徒が会議を開いたと伝えられる談合島（湯島）が皿を伏せたように浮んでみえる。そこが佐伊津村である。

佐伊津村の経済生活は、大体において半農半漁である、といえる。その

佐伊津村略図
—村落構成—



村落構成も概して農業部落と漁業部落に二大別できるが、この村の基本的社会構造からみて、后明瀬部落と金力丘引揚者集団とを一応独立させて考察するのが、より深くこの村の村落構成を理解できるようである。「村落構成略図」および後述「村の階層略図」参照。后明瀬部落は、長い間の偏見によって今なお一般村民から社会的に孤立状態にあり、金力丘集団住宅は戦後引揚者等の居住によって新しい部落を形成したものである。

農業部落と漁業部落は、大体村の中心路（本渡町と御領村とを結ぶ）に

- | | | | |
|-------|-------|--------|--------|
| 1 金力丘 | 5 三軒屋 | 9 下在郷 | 13 松原 |
| 2 洲ノ崎 | 6 浜洲 | 10 上在郷 | 14 后明瀬 |
| 3 宮口 | 7 町 | 11 堤内 | 15 中明瀬 |
| 4 元 | 8 寺ノ尾 | 12 原 | 16 先明瀬 |

接して東西に分れ、その道路に面する通りは、一般に都市的職業（店舗・医師・旅館・サラリーマンなど）に従事するものが多い。農業部落には、上在郷・下在郷・寺ノ尾・町・堀内・松原・浜洲・明瀬（后・中・先）および金カ丘の各部落が、漁業部落には洲ノ崎・宮・元・三軒屋の各部落が入る。

佐伊津村は現在人口四、四九八人（本籍数一、三五五戸、本籍人口六、一九二人）、そのうち農家人口三、六三二人、農家数六六六戸、漁業者戸数三〇六戸である。

（註）数字は、昭和二七年一―二月分戸籍及び寄留事件表、農業関係については昭和二五年世界農業センサス・結果表および昭和二七年農家人口表等の統計による。以下別のことわらないかぎりそれらの表を引用する。

后明瀬部落は総戸数約四〇戸であり、極めて零細な農耕経営であり、金カ丘引揚者集団住宅は約八〇戸、一般的に賃労働者が多い。

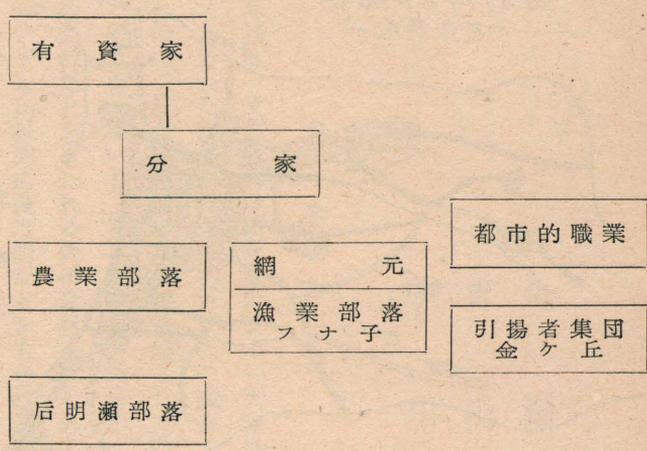
以上が佐伊津村の自然的環境と村落構成の大雑把な概観である。

二 村の構造―およびその生活

1 あらまし

村内での生活は、地域的、階層的（身分的）、経済的、親族的等の複合的・有機的構造のなかで営まれる。それらのうちには、多くの他の複合的・有機的諸関係―村の生活にとっての―も考えられるが、ここではとくにつぎのことをとりあつかいたい。すなわち、この村内での大体平等な横の連繋的結合である一種の講組的結合である「洲内」と「二十人組」、および有力な本家を中心とする上下的結合である同族結合、また階層的にはいわゆる有資家と一般村民、さらに村落構造およびそれぞれの村落

図 略 階 層 的 村



における家族の生活である。

(1) 村落社会における同族結合と講組結合については、福武直氏のすぐれた著書「日本農村の社会的性格」五頁、とくに三四頁以下参照。

(1) 「洲内」と「区分け」

「洲内」と呼ばれるものは、いわばドイツ学者の「自然村」であり、村の人たちがいう「区分け」とは、いわば自然村にたいする「行政村」ないし「人為村」である。

「洲内」の起源は、もともと佐伊津村が三つの洲からなっていたという、故事に由来しているようである。この村では、戦前までの村の行事はすべてこの「洲内」の機能によって行われたのである――戦時中の「隣保寄り」もここでは「洲内寄り」と呼ばれた――が、現在ではおもに冠婚葬祭がもつばらこの「洲内」の機能になつている。とくに葬儀の際――たとえば墓掘りなど――には、一種の組織された団体である「洲内」は、葬儀の互助組織たる機能をもつ。また、この日は「洲内」（約四十戸単位）全員仕事を休んで喪に服する。

官庁・役場等の公式的なものがすべて「区分け」によるようになり、さらにそうした傾向が強くなると同時に「洲内」の機能は漸次脆弱化しつつある。ことにその傾向は戦後著しくなり、「洲内」と「区分け」との区分は村民に現実的矛盾をきたさせている。しかし、村民の意見は殆んど「洲内」による区分を望む声が強。がんらい自然村は、血縁的・地縁的・経済的利害関係により有機的に自然発生したもの、とおもわれる。そこに零細経営としかも一定の生産様式の諸条件によって制約されたこの村の隣保共助的協同意識ないしは強靱な血族共同体的意識が看取される。それで本家より稍々近い他部落に移転——分家——した場合も、その本家の「洲内」に入れられる。また本家と分家、分家と分家との社会的諸関係は、系譜の直接性と出自の順序が重要な意義をもつ、ことはいうまでもない。

(2) 「二十人組」

約二十戸単位——たとえば下在郷四十戸のうち二十戸づつ二組に分れて——によって編成された人的組織が「二十人組」制度であるが、その組織も機能も極めて弱体である。もと「火の用心」などの夜廻りは、もっぱらこの「二十人組」の組織によって行われたのであるが、現在では農業協同組合の通知といった一種の連絡機関の機能をもつ、にすぎない。常会のような寄合も、無論総会もない。もとの小組合の名残りである、といわれているが、これはその起源を旧幕時代の五人組制度に求められるのではなからうか。

(2) 天草では約二六〇年前頃から五人組帳が始まっている。「天草年表」一七頁。

血縁的・地縁的に、有機的に自然発生したとみられる「洲内」・「二十人組」の人的・物的結合関係は、このように急速に衰微していく過程にあ

る。そこにかかる組織を発生せしめそれを必要とした諸条件の変化が若干みられるが、しかしこの村内で生活する限りこれらの村内的強制規範は決して死滅しているわけではない。それは、たとえば「村八分」ということは、ここでは「洲内外し」、「組外し」ということばによっておきかえられているのである。しかし現在「洲内外し」、「組外し」されている家はな

(3) 村内における言語関係

この村における言語関係のなかには、階層別ないし資格制——すなわち「家」制度によって媒介される身分制的ヒエラルヒー——の特徴が顕著にみられる。

がんらい、言語関係は社会関係であり、言語法則は社会法則としての面をもつ、といわれている。(言語は……単に一定の意識、および意識に媒介された一定の社会的関係、を表現するのみならず、また逆に、一定の意識、および意識の媒介を経て一定の社会関係を固定し形成する)、川島氏「法社会学における法の存在構造」、一九五〇年、六八頁なお磯田進氏「村落構造の二つの型」法社会学一卷、五一頁参照。

ところでこの村における村民間相互の呼称は、基本的には大体次の四つに分けられる。

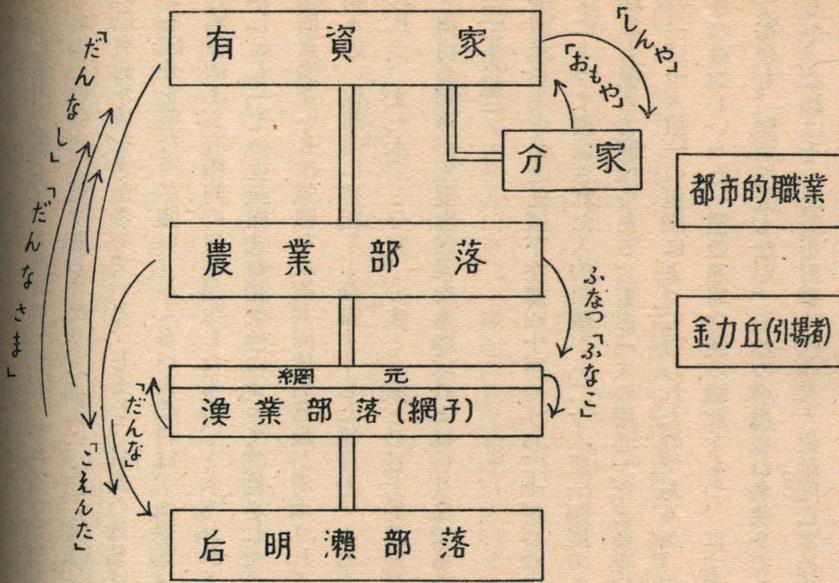
(一) 「様」一般村民が有資家、役座それに任職を呼ぶ場合であつて、何「様」と名前(呼名)に「様」をつける。そしてこれらの家族の子は、生れてすぐから「様」で呼ばれる。

(二) 「さん」有資家につぐ階層おもにその分家は、一般村民より名前に「さん」をつけられる。

(三) 「どん」一般村民相互間もしくは一般村民に対して用いられる場

合である。

(四) 「捨言葉」最下位の階層に属する人、もしくは上位の者が下位の者
を呼ぶ場合であって、おもに地主(有資家)が小作人を呼ぶ場合である。
すなわちそれらの人びとは常に「名前」だけを呼ばれる。



つぎに、一般村民より有資家に対する一般的呼称は「いうしか・だんなし」・「だんなさま」であり、有資家(本家)は分家を「しんや」(新家?)、分家(および名子・手代)は本家を「おもや」と呼ぶ。農家は漁家を「ふなつ」(賤称の意味が多分に含まれている)といい、漁業部落では網元は網子を一般に「ふな子」、網子(船子)は網元を「だんなし」と呼ぶ。最後に后明瀬部落は、一般村民より「こえんた」(「小磯多」?)と卑称される。それに都市的職業(医師・理髪業・店舗・教員・サラリーマン)に従事する者と金力丘引揚者集団があるが、ここでも「家」によって媒介された身分制的ヒエラルヒーは除外されない。すなわち都市的職業たとえばサラリーマンになつても、その出身が「どん」であればやはり「どん」である。しかし、こうした強靱な身分制的ヒエラルヒーも、戦後の個人の尊厳と人間の平等を基調とする民主主義的変革、とりわけ農地改革等の現実的改革によつて、そのよつてたつ土台そのものが揺り動かされているようである。その一つに、村の政治をつかさどる村役わけても村長に、従来のような「さま」からではなく「どん」からであるようになったことは、注目すべき事実である。

2 有志家および名子

村内で一般に「いうしか」(有資家もしくは有志家?)と呼ばれるものに、岡村本家、立田本家、中村、竹田それに佐藤が入るようである。これらは村の階層のヒエラルヒー的構造の最上位に位するものである。

岡村本家はその先代が御領村の禅宗寺の住職と意見が衝突し、佐伊津村の西方寺に門戸を移転したときに、小作人百数十人も一緒についてきた、といわれる。岡村は一般村民よりとくに「岡村のおもや」といわれ、農地改革前、田畑・山林・宅地など約一〇町歩の土地を所有し、俗に「七里

四方は他人の土地を踏まぬ」といわれた程の大地主であつたが、現在では養男死亡し、傭人によって文字通り食うだけの小規模農耕に従事している程度である。中村は永年庄屋を勤めたということで、村内ではとくに「中村役座」と呼ばれている。竹田は朝鮮で成功して帰郷し七十八町の土地を所有する地主であつた。立田は二〇—三〇町の土地を所有していたが、その土地は大部分他村にあつたため、この村における支配力は弱い。それで、この村においてとくに「有資家」と呼ばれて疑われないのは岡村、中村、竹田である。中村は「役座」という「家」的身分と、岡村本家と数代にわたって婚姻を締結することにより経済的基礎をカバーしたことによつて「有資家」と呼ばれてきたものとおもわれる。それに、かつて保守勢力を背景に政治的に伸長した佐藤があるが、終戦とともに失脚し現在では本渡町に質屋を営業している。竹田は経済的に、佐藤は政治的に勢力を増大したことによつて、一般村民から「いうしか」と呼ばれるに至つた、と推測される。

(1) 庄屋は村役場の機能を果したので「役座」と呼ばれる。宮本教授「天領天草の商業と問屋」(九州大学文化史紀要)第二号、七二頁参照)

かつて、「いうしか」と呼ばれ、現在でもそう呼ばれているものは、この村ではわずかに五—六軒にすぎないが、大江村では約三〇軒あり、古くはもっと多かった、といわれている。そして、それらは旧来の地主であり一般村民とは社会的諸関係において劃然と区別されている。佐伊津村の有資家層の特徴は、岡村、立田を除いて、政治的・経済的に勢力を増大したいわば新興的な要素がそのなかに包含されていることである。しかし有資家層を考察するに当つて、ここでも重要な機能を営むものはその経済的基礎である。たとえばこの佐伊津村の有資家と一般村民との人的紐帯の強さに

比べて、崎津村の有資家の場合のそれははるかに弱い、ようである。それは佐伊津村の有資家は土地を支配していたからだ、とおもわれる。崎津村の場合たとえば「奥田本家」(幕府より海上監視のため派遣されたと伝えられる。「紀元二三七七年—丁酉牛深崎津両遠見番新設」「天草年表」、二四頁。)は、「いうしか」でなく「だんなさん」だといわれている。佐伊津村でも立田が「いうしか」といわれるに躊躇されるのは、その所有地がおもに他村にあるためだということについては前述した。すなわち有資家の人的支配力はその物的支配力に或る程度比例するものである、といえよう。

天草島における有資家(地主)と名子の人的紐帯が、戦後とりわけ農地改革によつて、著しく弱体化されたことは一般的な事実である。この村においては、たとえば岡村本家には、名子は同家に入して下働きし、盆正月には下駄、手拭、腰巻などの報酬を受けていたが、戦後は以前のような人的結合はみられなくなった。しかし完全にかかる関係が消滅した、というのではない。

現在なお同家には宅地名子(屋敷地・床畑を借りている小作人)があり、労働の提供にたいして薪や米の報酬を受けている。また以前名子であつた者は、現在でも餅搗きの手伝にくる。崎津の「奥田本家」も農革新名子は形式上(実質上も多少)姿を消したが、「本家」に万一の場合には卒先して馳せ参ずるとのことである。

戦後における土地解放と農村の民主化は、幾分不徹底ではあつたが、農村においてある程度封建的制約を打破したことは認めねばならない。そのことは名子の地位にも幾分反映した。大江村においては、名子是有資家の畑の中の小屋に住い、有資家に隷属され酷使されていた。婚姻の相手方も

有資家によつて決定され、婚姻は極めて簡単に取り済まされていた、といわれる。その地位は「旦那持ちとドーマン持ちやままにならぬ」という俗諺によつても表現されている。これは有資家を地主とする小作人および名子とヒラリヤ患者のことをいふものである。しかし名子も小作人も多くは形式上解放された。しかし、かかる封建的制約が除かれてもなお、名子がかつての地主に奉仕するのは何故か。この関係が単に封建的制約のみであつたのではない、ということに問題がありそうである。すなわち地主と名子（あるいは小作人）の関係は、それが恩情と奉仕と呼ばれながら労働、給付の慣行を支配したこと、またそれが過小農社会に發生せざるを得ない、必然的な依存関係であるということが、充分ここで反省させられる。そのことに農村の今後の将来とも考へて問題が残るようである。

つぎに、これは直接「有資家」に関するものではないが、漁家における網元と船子との関係も一種の名子的性格を帯びるものである。しかしこの村においては、後述するように網元が比較的弱体であるため、格別とりあげる程の人的支配はみられない。ただ、これら船子（一船に七―八人の専属が普通）は、年一度の漁師の祭とされる恵比須祭には、網元の饗応をうける、といった温情的な慣行は今なお残っている。

3 農業家族

佐伊津村の現在人口四、四九八人のうち三、六三二人（うち男一、七五八人、女一、八七四人）すなわちその八割弱が農家人口である。そして農業部落には、先述したように、上在郷・下在郷・寺ノ尾・町・堀内・松原・浜洲・明瀬（后・中・先）および金カ丘が入る。

この村における農家の所有地は二五九町七反二畝四歩、借入地三一町五反一畝二七歩、その他三反三畝七歩で、農用地総面積は二九一町五反七畝

経営農用地面積と経営耕地面積で分類した農家数（イ）

	総数	経営農用地面積広狭別					
		3反未満	3反以上5反未満	5反以上1町未満	1町以上1町5反未満	1町5反以上2町未満	2町以上
総数	666	367	96	148	53	2	
経営耕地面積広狭別							
3反未満	378	367	11	—	—	—	
3反以上5反未満	91	—	85	6	—	—	
5反以上1町未満	148	—	—	142	6	—	
1町以上1町5反未満	47	—	—	—	47	—	
1町5反以上2町未満	2	—	—	—	—	2	

専業兼業別農家数（ロ）

	総数	専業兼業別					
		専業農家数	兼業農家数				
			総数	第一種兼業	第二種兼業		
総数	666	235	431	52	113	145	112
経営耕地面積広狭別							
3反未満	378	103	275	31	46	119	79
3反以上5反未満	91	27	64	9	21	18	16
5反以上1町未満	148	28	70	9	34	5	22
1町以上1町5反未満	47	27	20	1	12	3	4
1町5反以上2町未満	1	—	1	1	—	—	—
3町以上5町未満	1	—	1	1	—	—	—

兼業の種類別農家数 (ハ)

	種類別農家数		計
	第一種兼業農家	第二種兼業農家	
農業以外の産業を営むもの	1. 林業	2	2
	2. 炭業	1	1
	3. 林産物	1	1
	4. 漁撈	21	72
	5. 水産増殖	1	1
	6. 手工業	3	8
	7. 商交	9	40
	8. 交通	10	7
	9. 小作料其他の財産収入	3	1
	10. 小作料其他の産業	4	15
	計	52	145
賃労働者であるもの	11. 季節傭働	2	2
	12. 常傭働	1	1
	13. 労働賃	1	1
	14. 労働賃	4	12
	15. 労働賃	1	1
	16. 労働賃	7	2
	17. 労働賃	3	2
	18. 労働賃	1	1
	19. 労働賃	3	1
	20. 日傭働	28	15
	21. 労働賃	7	4
	22. 労働賃	57	25
	23. 勤務	1	59
	計	113	122
合 計	165	266	431

八歩である。総戸数六六六戸のうち三六七戸すなわちその過半数は三反未満の過小農である(ハ)図参照)。また農家数のうち専業農家は二三五戸でその半分に満たない。残りの四三二戸は他の兼業に従事するものである。それも兼業農家数四三二戸のうち二七五戸は三反未満農家である(ハ)図参照)。さらに第一種兼業として漁撈業に従事するもの二二戸、第二種兼業として漁撈業に従事するもの七二戸で、その他兼業のおもなものとしては第一種兼業として商業を営むものがある(ハ)図参照)。このようにこの村の農業は全体的に低調であり、米作の反当り平均收穫量は二石八升で、福岡・佐賀県(労働力一五一七人)の反当り平均收穫量の三・二一三・四石に

はるかに及ばない。海が遠浅のため漁業も低生産であり、また商業も工業もみるべきものがない。山林もなく、また現金に還元しうるような蔬菜作物収入や果樹園芸収入もとるべき程のものはない(ハ)図参照)。ただ有望なのは有畜方面と黒砂糖それに煙草がある。有畜としては昭和二二年より乳牛三六頭、黒砂糖は島内で比率としては一番多産であり、煙草は昭和一三年以来耕作するようになり現在四〇戸が耕作している。低生産と経営耕地面積の狭隘さは、過小農社会の特質となつてあらわれる。失業、労働力の移動およびその流出としての職業離村等がすなわちそれである。顕在失業者のいる農家数は総数一七九戸で約その半分の八二戸は三反未満農家である(ハ)図参照)。また出稼のある農家数一四七戸のうち過半数の八五戸は三反未満農家であり、それは出稼人数においても二〇六人中一〇九人を占める(ハ)図参照)。これらはいわゆる「三反百姓」といわれるものである。出稼や失業者数は下層程濃厚であり、大体その経営耕地面積に反比例するようである。出稼者総数二〇六人中男七二人、女一三四人で圧倒的に女子の出稼が多い。ただ長崎が行先となつている出稼人は、男子の方が約二倍となつているが、これは主として炭鉱労働者とおもわれる。がんらい天草は女子の出稼労働で有明なところであるが、その職業はおもに紡績女工、女中、旅館、飲食店、店員などであり、ことに紡績女工とサーヴィス業は顕著である。図に示した統計は、公然的あるいは公式的なものであつて、その実態はもつと違ったものであろうと推測される。たとえばサーヴィス業に従事する女子の多くは転出証明書を必要としない場合が多く、

経営耕地面積広狭別にみた農業態別及び農業収入別農家数（二）

	総 数	経営耕地面積広狭別				
		3反未満	3反以上5反未満	5反以上1町未満	1町以上1町5反未満	1町5反以上2町未満
農業態別農家数						
1. 耕 種 の み	139	123	13	3	—	—
2. 養 蚕 の み	—	—	—	—	—	—
3. 養 畜 の み	3	3	—	—	—	—
4. 耕種と養蚕の両者	2	—	2	—	—	—
5. 耕種と養畜の両者	489	247	74	129	39	—
6. 養蚕と養畜の両者	—	—	—	—	—	—
7. 耕種養畜養蚕の三者	33	5	2	16	8	1
総 数	666	378	91	148	47	1
農業収入別農家数						
1. 自給農家	495	370	—	—	—	—
2. 稲作収入	145	3	—	—	—	—
3. 麦作収入	1	—	—	—	—	—
4. 雑穀作収入	—	—	—	—	—	—
5. 甘藷馬鈴薯作収入	16	3	4	6	3	—
6. 蔬菜作収入	—	—	—	—	—	—
7. 工芸作物収入	—	—	—	—	—	—
8. 果樹園芸収入	2	—	1	—	—	—
9. その他の作物収入	2	1	1	—	—	—
10. 畜産収入	6	1	—	2	3	—
11. 養蚕収入	—	—	—	—	—	—
12. いづれの収入も4割にみたないもの	—	—	—	—	—	—
総 数	666	378	91	148	47	1

天草島における家族制度

顕 在 失 業 者（但し年齢15歳以上）（ホ）

	総 数	3反未満	3反以上5反未満	5反以上1町未満	1町以上1町5反未満	2町以上3町未満
顕在失業者のいる農家	179	82	28	49	18	1

経営耕地面積と出稼者数（ハ）

	出稼者の ある農家	出 稼 者				
		総 数	金を仕送りするもの		金を仕送りせねばならぬものおよび金を仕送りせぬもの	
			男	女	男	女
総 数	147	206	47	83	25	51
経営耕地面積広狭別						
3反未満	85	109	25	44	14	26
3反以上5反未満	19	32	5	18	5	4
5反以上1町未満	29	44	9	17	5	13
1町以上1町5反未満	13	20	7	4	1	8
1町5反以上2町未満	1	1	1	—	1	—
2町以上3町未満	—	—	—	—	1	—

行 先 別 出 稼 者 (ト)

総 数	内 県		外 (都道府県別)													
	男	女	内 県		長 崎		佐 賀		福 岡		大 分					
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
総 数	72	134	13	35	58	110	27	15	2	3	10	10	1	1		
経営耕地面積広狭別	3	反 未 満	39	70	8	15	31	55	17	16	1	1	5	7	1	1
	3	反 以 上 5 反 未 満	10	22	—	3	10	19	3	—	1	1	3	3	—	—
	5	反 以 上 1 町 未 満	14	30	3	3	11	27	5	3	—	1	1	—	—	
	1	町 以 上 1 町 5 反 未 満	8	12	1	4	6	9	2	2	—	—	1	—	—	
	1	町 5 反 以 上 2 町 未 満	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

天草島における家族制度

また農家保有米との関係でそれをもって行かないのが通例である。それらの女子は村内では一時不在の形であるのでこうした統計にあらわれない。こうした女子およびその家族こそわれわれの重要な問題であるが、その実態の把握は極めて困難である。

また天草は海外出稼との関係においても著名なところであるが、この佐伊津村においても、戦前には台湾その他の海外出稼者の仕送り(金銭・衣料・菓子)によって、盆・正月には比較的に活気があった、といわれる。

しかし天草における出稼労働は、単に経済的貧困という理由のみによっては説明されないものもある。たとえば有資家のところでも

娘を紡績や女中に送る。それはかの「可愛い子には旅を」的な倫理にもとずく。天草では一度外へ出ないと一人前になれない、といわれる。そこには、もはや親と子の対等な人格の承認ということは片鱗もない。

4 漁 業 家 族

漁業家族は、有明海(嶋原海灣)に面して带状につらなる洲ノ崎、宮、元、三軒屋の各部落であり、漁業者戸数三〇六戸、漁民数合計九四九人である。延長海岸線料数は三・六料であるが、海が遠浅のため殆んど零細漁民である。

この村で使用されている漁船は、動力船四〇、無動力船二二六であるが、一般的に小型なものが多い。漁船登録台帳によると、七・二三噸一五一一六馬力が最大で、つぎに五・一一噸一二馬力、四・九〇噸六馬力、四・一七噸、その他は二一一噸四一五馬力で他は一噸以下でその大部分である。機関の種類としては電着が主で、ディーゼル(四基頭)、焼玉(二一一基頭)があり、電探はつけていない。

しかし、こうした動力船をもつ漁家は少なく、大部分は一軒に一艘の手船もたない有様であり、網元は二軒あるが極めて小規模経営である。それで多くは一本釣であり、その他としては手網がこの村の漁業家族のおもな漁法である。このような家族では、夫が一本釣で魚を釣ってくると、妻がそれを売りに行く、といった家族的分業が行われる。釣に行けない日は、夫もしくは男は田おもに畑の耕作に従事し、妻もしくは女の家族員は「メゴイナイ」(行商の意。魚、大部分は鯛を入れる容器——竹製が普通——を「メゴ」と呼び、「イナイ」は「担う」の訛とおもわれる)にでかける。「メゴイナイ」は、鮮魚船(おもに他地方、牛深、長崎、五島方面からの鯛をもつてくる)から魚を「メゴ」で買い受けて行商する。買い受けた一

回分の収入は——一日で売り捌けないこともある——一人約一〇〇—一五〇円位が普通である。

最近こうした「メゴイナイ」にも行商人組合が生れた。「メゴイナイ」は組合に登録され、そこでは形式的に「メゴイナイ」に適するかどうかの健康診断が行われる。こうして、「メゴイナイ」にも免許が必要とされるが、これらの人たちは「身体が身代だ」といっている。「メゴイナイ」とつては身体が唯一の資本である。行商にでかける地域は、おもに本渡町と佐伊津村周辺の農村であるが、農繁期ことに田植時には村内でも売り捌かれる。

つぎに、この村の漁法と漁獲物をみよう。この村では、一本釣、夏の地引、蛸壺、えび網、延繩ゆなの漁法が主でそれに童鯛どうだい網がある。地引は帆船三—四艘で構成するが、人員を多く必要とするので日傭人がやとわれる。これらの日傭人は「テイシ」と呼ばれる。これらの「テイシ」には女子や小学生もやとわれる。小学生は一本釣や童鯛網には加わらないが、夏休みには地引の「テイシ」となる。小学生には金銭の報酬はなく、現物（漁獲物）の給付を以てそれに代えられる。

この村では、手繰網で雑魚を魚獲するのがもっとも多く、六一七月は「エビコ」の漁期で、夏は童鯛、八—九月は小アジ、蛸の漁期である。しかし蛸は冬はなく、十月一カ月間は産卵期で禁止される。一本釣では、タイ、チヌ、フカ（小）、スズキ（一人で一日三—四匹程度）、カワハギ、オコゼ、クサビその他の雑魚類である。延繩（ここでは小型）では、タイ、チヌ、フカ、エビなどがその主な漁獲物である。このほかに年中多少にかかわらず漁獲されるものに鰯がある。海草類たとえば「アオサ」は自家消費分だけ採集される（以上漁業協同組合における聴取による）。

このようにして漁獲される一カ年分の漁獲高は、童鯛五〇〇貫、小アジ二、六〇〇貫、タコ六、一〇〇貫、エビ二、二〇〇貫、小鰯一、〇〇〇貫、サメ六五〇貫、カレ・ヒラメ二二〇貫、貝類四、一二〇貫（千鳥貝が主であり、家族の自家消費分を含む）、イカ六五〇貫、チヌ・スズキ（一本釣）一、一四〇貫、タイ六四〇貫でその他の漁獲物が二、三四〇貫、海草類なし、である。（佐伊津村漁業協同組合昭和二七年度統計による）。

網元と網子の関係は、網子には一般には一網に五—八人位が配属されるのが普通であり、出漁する場合には一軒の網元に四〇—五〇人が従事する。その他一般に大体七—八人の専属的な船子がいる。網元と網子その他の従業者による漁獲の収入は、他地方のように四分六分といったようなことはない。たとえば、アジ網で網元に傭われた人は大人・子供を問わずそれぞれ漁獲物を分配する。その漁獲物の分配を当地方の人人は「サカデ」と呼ぶ。たとえば、魚一升二〇円としそれを三〇円で売るとすれば、結局一〇円が自己の収入となり、網元は二〇円だけがその収入となる。すなわちこの場合においては、二〇円以上の危険を分配者において負担するわけである。

漁業家族の主な収入源はいうまでもなく漁業生産である。しかしこのように一般的に極めて低位な漁業生産のため、その経済生活は多面的になるのが自然である。これらのなかに賃労働、「メゴイナイ」、農業収入などがあるが、賃労働は日傭労働者で普通男子一人一八〇円、女子一四〇円程度の日給である。「メゴイナイ」は先述したように一日一人一〇〇—一五〇円位である。「メゴイナイ」については、これは崎津の一例であるが、夫はがんらい一本釣だが病臥中で、その妻が「メゴイナイ」にでかけるが土地の地理に暗いため道がわからずどうもうまく行かない。それでその妻は牡

蠟を割っているが、その収入は一合割って一〇―二〇円、一日でせいぜい一升という話である。また農業収入というも、これは兼業といえない程度のもが多く、その収穫物も大部分現金に還元されないものである。

こうした劣悪な自然的・経済的諸条件下におかれた漁業家族の労働力の流出すなわち出稼が多くなることは必然である。天草が女子出稼労働力の供給地であることは余りにも周知の事実である。しかしその出稼労働者の大半が漁業家族の女子であって農業家族のそれでない、といわれていることは特筆すべきことである。

(1) 高田教授「天草漁村の実態調査」(九州大学九州文化史研究所紀要) 第二号、一五三頁参照。

またこの村の漁業家族では、比較的結核患者が多い、といわれる。社会福祉事務所(本渡)の説明によると、貧困と衛生観念の欠如がその原因であって、あながち出稼人がもってきたものである、とはいえないようである(天草社会福祉事務所金子氏談)。

こうした漁村の経済的基盤が、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づいて改正された民法を容易に受け入れるかは疑問である。事実、われわれの家族制度(なかならず親子関係と均分相続)の質問に対しては、「自分たちはアメリカの真似はしない」というなかば野次のような応答が、数人の「メゴイナイ」の人によってなされたことによっても窺われる。そのことが、従来の戸主を中心とした封建的「家」への礼讃である、ことは想像に難くない。家族が一同として漁業生産に従事するため、家族の協同・命令服従の必要は強く、ために戸主(家長)の支配力は合理化される。すなわち前述したように漁業生産関係はこのような戸主を中心とした封建的「家」を必要とするのである。やはりここでも問題は、農業家族におけると同じ

ように、その民主化のための現実的基盤の確立にあるようである。

5 金力丘引揚者集団

金ケ丘の、もと海軍の特攻隊庁舎が、敗戦によって外地引揚者・戦災者の優先的住宅となり、それが後になって他の生活困窮者や身寄りのない者なども若干移り住むようになった。金力丘はいわばそれらの人たちの寄合世帯である。

金力丘は第一区と第二区に分けられるが、第一区は六二世帯、第二区は二二世帯である。これを出身本籍地別にみると、総計八〇世帯のうち本籍地が佐伊津村であるものは四〇世帯、郡内他村一八世帯、県内他郡三世帯であり、本籍地別でさえその半数は佐伊津村である。大体配偶者の一方の七―八割は佐伊津村の人だそうである。

金力丘の家族のうち三世帯は女が世帯主であり、そのうちの二三人すなわち過半数は明治生れであり年老いた未亡人の家族であることがわかる。さらにそのうちの五人は、身寄りのない一人暮らしであり、うち三人女子、二人男子である。この家族構成人員は、第一区、一人九戸、二人一〇戸、三―五人三五戸、六―七人七戸で、第二区は一人のところなく、二人三戸、三人六戸、四人三戸、五人三戸、六人二戸、七人四戸、八人一戸と概して小家族である。

ここの居住者のうち引揚者は、朝鮮、満洲、中国の各地に及ぶが、もつとも多いのは台湾引揚者である。引揚者以外に入宿している人の大部分は、実家や婚家との折合が悪い、というのがその原因である。それも働き盛りをすぎたために「家族の余計者」とされた、というのがその原因のようである。

こういった人びとの集団であるため、ここの人びとの職業は、失対事業

の日傭と「メゴイナイ」、それに生活保護法の救済によって生活しているものが大部分である。だから、この経済生活も一般に苦しい。とくに未亡人は専ら「メゴイナイ」を生業とする。失対事業がなかったら早速食えなくなるだろう、と憂慮する家族や、息子を保安隊に入隊させたいがそれも身体が弱くて、と歎く家族もある。

この人たちには引揚者が多く、また直接農地を耕作しないため子供の「おやつ」にパンを与えるときもある。農家の人がそれをみて「金カ丘は貧乏だというが決して貧乏ではない。うちでは子供に芋を与えるのに金カ丘ではパンを与える」といつた、ということである。金カ丘と農業家族を対照して笑に興味あることばである。

この建物は、戦争中海軍が急造したバラックであり、それも朽廃しつつあり隣室とはとくに壁板一枚の生活である。こうした生活環境と貧困のため問題児童が多い、と懸念されている。天草社会福祉事務所では、二十八年度よりの建設計画として保育所と授産所の設置をここに予定している、とのことである(天草社会福祉事務所 金子氏談)。

8 后明瀬部落

長い間、誤ったしかもいわれもない社会的偏見によって、他部落から一切の社会的関係を断たれて孤立したのに后明瀬部落がある。この部落は、階層構造のピラミッドの底辺に押し潰され、今なお旧来の因襲により解放されず、一般村民より「こえんた」と賤称されて隔絶されている。

この部落の全戸数は約四〇―五〇戸で、極度に零細な農耕に従事し、生産力が低いため鶏の売買、狸の捕獲、その他お飾り飾りの一種である「みい」をつくっている。この部落の家族構成と経営現模を二、三大雑把に覗いてみると、(一)夫婦と男一人女一人の四人家族で、耕種と養蚕、所有田一反六畝、

普通畑二反七畝、宅地四畝、脱穀機一台、散粉機一台、それに家畜として牛一頭、鶏三羽。(二)夫婦と女二人男一人、耕種と養蚕、畑二反五畝、宅地二畝、豚三頭。(三)夫婦と女三人男二人で農業主、畑二反二畝、宅地一畝一五歩、牛一頭。(四)夫婦と男二人女一人で田一反七畝、畑一反三畝、宅地一畝。(五)夫婦と男一人女一人で畑二反五畝、宅地二畝、鶏六羽となっている。これらは二、三の例にすぎないが、この部落の農業というも概してこの程度のものである。ある一例は、世帯主三五歳その妻三三歳、子供六人、それに叔母五〇歳、第二五歳、妹一二歳を含む大家族であるが、生産手段は畑三反二畝、宅地三畝となっている。

このように、生産力も低く、経済的にも他部落から孤絶しているこの部落は、長い間の動かし難い偏見によって社会的にも孤立し、わずかに本渡町の肉屋や靴屋と交流する程度である。こうして社会的に孤立状態にあると、通婚圏も著しく孤立的に限定されるのが自然である。それはいきおい部落内婚や近親婚とならざるを得ない。そのことは、この部落の姓が大部分共通することによっても端的に表現される。すなわち全戸数四九戸のうち圧倒的過半数の二九戸は「明瀬」姓である(昭和二七年七月一日住民登録調査、準備調査表による)。

この部落で自家製造される醤油や味噌の味は極めて不味い、といわれる。それはこの部落が他部落との交流なく隔絶されているため、その製造方法ないし技術が未熟なためだ、そうである。また他部落から「こえんた」と蔑称されることに対しては、この部落の人びとは、雲仙爆発の際に海水が越さなかったために「越えんた」(越えないではないか)の意)というのだと、殆んど絶望的自嘲にしか聞きとれないような応答によって、力ない抵抗を示している。こうした非人間的な偏見に対して、彼らの態度は積極

的ではなく消極的であるようである。すなわち彼らにとって、この現実からの逃避としての彼岸はただ離村のみである。家族全員引越した家族も二三にとどまらないが、行先はおもに東京や福岡といった大都会である。しかしこのような農家はハイニッシのいうように、彼らは正しく都市よりの招きを受けるより以前に、既に農業より見離されている者にも該当するかも知れない。⁽¹⁾ しかしいづれにしてもこれらの問題は今後の重要な課題に違いない。

(1) Hainisch, Die Landflucht, 1924, S. 57. なお野尻氏著「農民離村の実証的研究」二四頁参照。

三 婚姻および家族制度

婚姻および家族制度については、それぞれの個所で多少触れてきたが、ここではそれらを極く一般的にしかも重点的に考察する。

1 婚姻

(1) 当事者の範囲 通婚範囲とりわけその地域的限界は、天草の島嶼としての地理的制約のために村内婚・郡内他村がその過半数を占める。このことは、たとえば住所と姓の共通（明瀬・堤内など）、もしくは共通した姓（佐藤・益田など）が特徴的に多いことにもみられる。このことは又反面においてこの村の人口動態と通婚範囲の狭隘さを物語るものである。がんらい天草は、江戸時代の大半を天領として特殊な政治が行われたこと、および徳川の鎖国政策、キリシタン禁教、加えて島嶼の地理的制約等のために著しく排他的であったとおもわれる。以前では他所者を海に投げこんだと伝えられる。そして通婚範囲は圧倒的に村内婚に限定されていたようである。しかし現在では一般的に他所者を歓迎する傾向がみられる。

佐伊津村における通婚の範囲を、昭和二七年度戸籍受付表によってみると、その届出から当事者の一方が村内である場合、婚姻件数六五件のうち一八件が村内婚であり一七件が郡内他村で、両者の合計三五件は全婚姻件数の過半数となっている。つぎに相手方が鹿児島県六件、長崎県四件、県内他郡・東京都・大分県・佐賀県各三件、福岡県二件、他は各一件である。養子縁組は、一九件のうち村内縁組七件、郡内他村七件、他は県内他郡・鹿児島県・長崎県・佐賀県・北海道の各一件である。

〔なお、昭和二七年一―二月分戸籍及び寄留事件表によると本籍数一、三五五、本籍人口六、一九二、現住総人口四、四九八人である。〕

これを今富村の例によってみると、ここでは漁業專業の崎津と農業專業の今富とに對置される。そして崎津はキリシタン宗徒の部落である。昭和二十七年婚姻件数五九件のうち二〇件は村内婚、一三件郡内他村、三件県内他村、二十三件県外となっている。県外との通婚が多いのは、崎津が古くから漁港としての性格をもつことと出稼の多いことがその原因であろう。村内婚二〇件のうち両当事者とも同部落すなわち部落内婚は一九件である。これは今富と崎津間に通婚のないことを示すものである。すなわち今富が農業部落で仏教であることと崎津が漁業部落でキリシタンであるという、宗教的・職業的限界による。二〇件のうち残る一件は今富と崎津との通婚であるが、この場合は両当事者ともキリシタンである。ここの養子縁組も部落内縁組五、村内一、郡内他村二、県外二件となつている。

通婚の範囲は、階層的限界によつてより強度に狭隘となる。有資家と一般村民間の通婚はけつしてみられない。有資家の婚姻の相手方は常に他の有資家である。ここでは婚姻は当事者による婚姻ではなくて、先ず「家」のための婚姻であることが要求される。すなわち有資「家」と他の有資

「家」との婚姻でなければならぬ。しかし身分制的階層構造はピラミッド型をなすため、その上位にある有資家層は非常にその範囲を限定される。だから、たとえば岡村本家と中村役座とは数代に亘って婚姻を締結せねばならなかった。また有資家の家族員はその婚姻の相手が撰択できない場合は一生独身で終わらねばならない。事実、岡村本家や崎津の緒方家にもこうした一生独身の娘が残り、「小母さん」と呼ばれていた。「小母さん」は古くは有資家層に一般的現象であったようである。

身分制的ヒエラルヒーの最下位にある「后明瀬」部落の通婚範囲は、先述したように階層的内婚が極めて濃厚である。がんらい婚姻制度の発達は一面においてかかる内婚圏の拡大の歴史としてみられるが、しかし他の農村におけると同じようにこの村においても長い間の誤れる階級の偏見は、牢固として抜き難いものをおもわせる。

職業的範囲によっても亦通婚範囲は限定される。それはこの村においては、「おか」と「はま」との関係において顕著にみられる。すなわち「おか」(農家)と「はま」(漁家)との通婚は、天草の他の村におけると同じように概してこの村においてもみられない。最近では農家より漁家へ嫁ぐ人はみられるようになったが、その反対に漁家より農家へ行く人は矢張りみられない。その理由は、この村においては、農家の娘は漁家に行くこと「メゴイナイ」せねばならぬから嫌だといひ、逆に漁家では農家の労働は過重である、というにある。しかし両者間には長い間の一種の職業的蔑視の意識が根強く残存している、ようである。

この村では、宗教は殆んど真宗であるため、天草の家族に特徴的な宗教的内婚(殊にキリシタン)やそうした宗教的規範の家族生活にたいする影響は、ここでは問題とならない。しかし崎津の例で先述したように、宗教

による通婚範囲の限界は劃然としている。

(1) 佐伊津村は殆んど真宗で西方寺門戸約六〇〇戸、光蓮寺門戸約一五〇戸である。

通婚範囲の親族的限界については、近親婚は天草において比較的多い。有資家、后明瀬、大江村の軍浦その他各村各部落にもみられる。近親婚は、村の人によると不具者——たとえばその弊害は軍浦に多いときく——などの弊害はもたらすが、お互に気心が知れているから止むを得ずやっている、といった結論のようである。

(2) 相手方の決定 この村では「よばい」は一九三七—八年まではかなり一般的であったが、電燈が灯るようになってから減つていった。当時は「女宿」もあったが、余りに公然たるものではなく二三人の娘が泊ったくらいである。しかし妊娠してからの婚姻も多かった。「青年宿」には殆んど男子が二十歳位になると行ったが、盗難予防と火の用心が目的でただ泊るだけであった。初めて青年宿に行く場合は、酒一升・豆腐二丁をさげて行かねばならない。そして帳簿に登録されないと青年宿の中に入れなかった。しかしかかる「よばい」「女宿」「青年宿」というも、有資家には行われなかった、ということとは注目されねばならない(家族の「武士型」か)。しかし相手方の決定は一般村民においては、とくに戦後において当事者の自由意思、自由撰択が比較的自由に認められるようになった。

「掠奪婚」については、婚姻の儀式において花嫁が一寸した御馳走を食べて逃げ出す。この場合、掠奪について花嫁が事前承諾の場合もあれば、全然知らない場合もある。掠奪して一年後婚姻届を出すのが普通であるが、五年後になった例もある。

(3) その他

結婚式には新郎新婦に塩を撒き散らす慣行があるが、つ

ぎの大江村の例は甚だ興味深い。すなわち大江村では、花嫁はその実家から「死んだもの」とみられ、「しろもく」(白装束)を着せられて玄関(玄関のない家は縁)から出される。花嫁は実家にとつては死人と同然であり、二度と実家に帰らないようにとの意である。一度婚姻すれば娘は実家と一応他人であるとの意識の残存であり、こうしたところにも単系的「家」のイデオロギーの一端が窺われる。

婚姻予約後儀式前までは一種の労役婚 marriage by labor のような労力提供関係が行われる。婚姻の儀式後は実家と婚家との社会的関係が強い血縁的紐帯によって結ばれる。

この村における家族と家族との社会的関係における血縁の限界は、いささか曖昧であるが、多少とも血縁のあるものはすべて「いとこ」と呼んでいるようである。田植など近隣づきあいによる労働給付の慣行を「もやい」「かていれ」「てまがい」(手間替)と呼んでいるが、こういった人びとは「つきあい」と呼ばれ、はつきりと「いとこ」より区別されている。

戸籍変動の時機は、佐伊津村では婚姻の儀式後役場の戸籍課より催促するので大体三カ月以内には届出るが、崎津は初生子の出生が婚姻届出の時機になるのが一番多い、ようである。婚姻の届出がその儀式後直ちに履行されるのは、公務員その他のサラリーマンである。彼らは婚姻の届出によつて、勤務先から婚姻手当と扶助料を貰えるから、というのがその理由である。

2 家長権および主婦権

天草島における家族制度を、とくに佐伊津村の例によつてその村の構造と社会的性格およびそのなかに営まれる村の生活を明らかにすることによつて、これまで探究してきた。しかしここではそれぞれの個所に触れたこ

とを除いて、主として家長権および主婦権を中心に天草島における家族制度を補充する。

この村においては分家することを「よわかれ」というが、たとえば漁村においてはこの場合に分配する家屋も船もないので、子は結婚しても同居するのが普通である。そこで長子は「総領」として形式上も実質上も支配する。二三男は別居するとしても殆んど村内別居である。ここに同族結合の端初的形態がみられる。

子の出生は男女にかかわらず喜ばれるのが自然であるが、男子の出生は格別に祝福される。しかし崎津では女子の出生が喜ばれるという。これは崎津の「新銀取り」という特殊な理由による。

(1)「新銀とり」は、もと薩摩からの参勤交代の際に侍が寄港し、庄屋が侍に対する歓待の意味で崎津の娘をそれに侍らせた、と伝えられている。それが漸次職業化し、寄港する唐船や薩摩・琉球の漁師船員を相手に貞操を売って「新銀」を得るようになった。しかし第二次大戦中の社会的圧力によつて、漸くその姿を没したが、村内での経済生活が悲惨になればまたこうしたことが復活されるのではないかと深く憂慮されている(富津中学校長朝倉氏、同中学教官岩下氏談)。

家族生活における家長の地位については、この村のどの家族にもみられる炉を中心とした「横座」に集中的にみ出される。われわれの調査した例では、図のように佐伊津村と大江村では「きじめ」「上り口」の相違はある。しかしそれが家長権の象徴である「横座」についてはいささかの相違もない。「横座」は家長が、「茶のみ座」は主婦が坐る。横座は専ら家長の坐る場所であり、客人といえどもここに坐ることは許されない。家長が労働不能になつてもあるいは老衰してもこの席は他の者に与えられない。更にこのことは有資家の家族にあってはより厳格である。こうした絶大な家長権の前にあっては、主婦権の承継も形式的にしかすぎないであろう。佐

佐伊津村の横座

横座



上り口 (土間)

大江村の横座

横座



(土間)

伊津村においては、家長以外のものも横座に坐ると「借金払わなんぞう」(借金払わねばならない)と冗談にいう。これから推せば恐らく借金取りは坐ったのかも知れない。大江村では家長以外のものが横座に坐るのは「猫・馬鹿・坊主」と茶化されている。これらの言葉のなかに家長権に対する家族員のイロニー的抵抗が察知される。

しかし、こうした家長を中心としたこの村の単系的「家」のイデオロギ―も、揺れ動き始めたようである。それはたとえば青年による新しい農業機械の使用が、田地の管理権を掌握することによつて、従来の家長権に何らかの影響を及ぼさずにはおかない。また同時に若婦のミシン使用は、姑もしくは主婦権に影響を及ぼすであろう。事実、この村でも嫁資としてミシンを持参するものが多くなっている。

附記 この稿を結ぶにあたり、佐伊津村公民館主事川上慈光氏および天草高等学校教官川上正英氏にいろいろの御配慮をいただいたことを感謝する。

(昭和二十九年三月三十日)